



【注意事項】

- 1 「指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)」について  
「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)」の前に、「申請書・届出書の提出先(表紙)」を付けてください。
- 2 「申請者・届出者」について  
申請者・届出者は、個人事業者本人の氏名を代表者名としてください。(住民票で確認します。)
- 3 「届出の期限」について  
事業の申請・届出内容に変更があった時は、当該変更のあった日から30日以内に届出書を提出してください。
- 4 「住民票」について  
3か月以内に各市町村で発行したもの(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)を添付してください。「写し」とは、各市町村の発行するものを指します。(コピー不可)
- 5 「給水装置工事主任技術者免状」の写しについて  
「給水装置工事主任技術者免状」の写しを添付してください。「給水装置工事主任技術者証」の写しでも可能です。(免状の交付番号を確認します。)
- 6 「事業所」について  
事業所の所在地を確認するため、変更があった場合、位置図(住宅地図程度)、見取図(平面図)、外観と室内の写真1枚ずつの添付をお願いします。
- 7 「メールアドレス」について  
申請書・届出書の内容を調整するため、メールアドレスを記載して頂くようお願いします。
- 8 「事業者」と「事業所」が同じ場合について  
「(1)事業者の氏名・住所」と「(2)事業所の名称・所在地」が同じ場合でも、それぞれ変更に係る事項に記入して変更届出をしてください。
- 9 (1)の「事業者の氏名の変更」について  
指定事業者本人が改名した場合(結婚や養子縁組等)に届け出てください。  
親族関係の業務承継は、事業者が変わりますので、「廃止届出」及び「新規申請」することとなります。
- 10 (3)の「給水装置工事主任技術者の氏名の変更」について  
選任している主任技術者改名した場合(結婚や養子縁組等)に届け出てください。  
別の人物との変更は、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」による届出が必要です。(=解任と選任を同時に行うことになります。)
- 11 「組織変更または合併の場合の届出等」について  
下表を参照してください。

表一「個人の組織変更または合併の場合の届出等」

申請者	内容	具体例	届出方法
個人	法人化	個人 ⇒ 法人	廃止届出・新規申請
	相続等	相続人が事業を継続したい時 個人 ⇒ 個人	廃止届出・新規申請

※この表は、一例を示したものです。